告

示

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第二十条第二項第二号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める

日から施行する。ただし、

第二条及び第十二条の改

(自然保護課)

に改め、同条第七号ク中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等 び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ナ中「第二条第四項」を「第二条第五項」

第十二条第一号チ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及

目 次

規

則

○福島県野生動植物の保護に関する 条例施行規則の一部を改正する規

報

○福島県児童相談所条例の一部を改 則 正する条例の施行期日を定める規 芸

○救急病院等を定める省令により救 急病院を認定した件

芸

○道路の供用を開始する件○道路の区域を変更する件

講習会を開催する件 五三八

正

二千五号中 五

則

規

相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県児童

平成二十年八月二十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第七十九号

の一部を次のように改正する。 福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成十七年福島県規則第一 福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一十一号)

に改める。 海上災害の防止に関する法律」に改め、 第二条第四号サ中一海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を一海洋汚染等及び 同号セ中 「第二条第四項」 を「第二条第五項」

○地籍調査の成果について認証した

五三

福島県規則第八十号

正規定は、公布の日から施行する。 この規則は、平成二十年十二月一

Ę.

施行期日は、平成二十年八月三十一日とする。

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(平成二十年福島県条例第五十八号)の

(児童家庭課

公

\bigcirc 一般競争入札を行う件

福島県公安委員会

五三六

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する

誤

○平成二十年八月十五日付け定例第

朩

福島県告示第五百七十九号 次の病院を平成二十年八月十八日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

平成二十年八月二十二日

かしま病院 社団医療法人養生会

いわき市鹿島町下蔵持字中沢目所在地 平成二三年八月一七日 認定有効期限

福島県知事

佐

藤

雄

平.

||一||番地の

(医療看護課)

福島県告示第五百八十号

平成二十年八月二十二日津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 大沼郡会

福島県知事

佐

藤

雄

平

調査を行った者の名称

成果の名称 大沼郡新鶴村大字新屋敷及び和田目の 一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十一号 道路法

課及び福島県いわき建設事務所で平成二十年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十年八月二十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

古墳線			路 線 名
六二番一地先まで一二四番一地先まで一二四番一地先から			X
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			間
変 更 後		変 更 前	更後 の別 変更前変
В	A	A	(敷
一 四 九 ・ 二 「	一九・○~	一九・〇~	(メートル)敷 地 の 幅 員
二 四 · 三	三八七・五	三八七・五	(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第五百八十二号

福

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建 設事務所で平成二十年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十年八月二十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道棚倉矢吹線	路 線 名	
同 市東釜子字殿田表五四番地先ま?白河市東釜子字本町四六番一地先か?	供用	
	開	
	始の	
光まで	区	
	間	
平成二○年八	の期日	

(道路計画課)

公告第445号

第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。 定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則 おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

平成20年8月22日

福島県知事 Ĥ 蒸 推

#

入札に付する事項

- 調達をする物品等の件名及び数量 非破壊構造解析装置
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 平成21年 3 月23日
- 納入場所 福島県ハイテクプラザ(福島県郡山市待池台1丁目12番地
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

請の時期等を告示する件(平成20年福島県告示第300号)第2に掲げる業種区分 結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申 製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締

- あり、かつ、確実に納入できること。 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

請書に、2の⑶に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に 提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

該資格が与えられない場合がある 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

なお、平成20年9月17日午後5時30分までに当該申請を行わなかったときには、

Щ

電話024-521-7563 福島県出納局入札用度課

- 入札書の提出場所等
- 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年9月1日 午後1時30分 札用度課 福島県出納局人

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年10月3日 午後1時30分 福島県出納局 午後5時30分までに必着のこと。) 入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月2日
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 る場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当す
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな 入札者に要求される事項 契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、

関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限まで に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に 入札の無効

- す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 その街 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否

福

- (5) その他 詳細は、入札説明書による
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-rays Non Destructive Inspection system 1 set
- (2) Time limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 3 October 2008
- Time limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 2 October 2008
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi Fukushima 960 - 8670 Japan TEL 024 - 521 - 7563

(入札用度課)

福島県公安委員会公告第8

銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する 鉄砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、

淮

福島県公安委員会委員長 松 H 迚 清

開催の日時及び場所

初心者講習会(2 に規定する初心者に対する講習会をいう。) 開催期日 開始時刻

平成20年10月14日 年12月7日 年11月28日 (H)(金) 午前9時 いわき中央警察署常磐地区幹部交番 郡山市労働福祉会館 福島市国体記念体育館

平成21年2月8日 (H)可可可可

経験者講習会 (2に規定する経験者に対する講習会をいう。) 開催期日 年3月1日 開始時刻 開催場所

2

平成20年10月2日 年10月10日 午後1時30分

石川警察署

回 年10月24日 **金**

> 喜多方市押切川公園体育館 国見町観月台文化センター

回 年11月11日 年10月31日 \gtrsim (H)

年11月21日 年11月13日 $\overline{\mathbb{K}}$ (金)

回

年12月12日 年11月26日 **金** \

平成21年 1 月25日 年2月6日 (\square) (金)

年2月13日 年2月20日 (金) (金)

皿 皿 回

金

年3月6日

2

年3月13日

いわき市立好間公民館 富岡警察署

南相馬警察署 郡山市労働福祉会館 福島市国体記念体育館 白河地域職業訓練センター いわき市立好間公民館 須賀川アリーナ 南会津警察署 郡山市労働福祉会館 南相馬警察署

会津若松市北会津支所

の(以下「初心者」という。)及び現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けているも 県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするも

受講申込みの手続

講習を受けようとする者は、県内の各警察署に備え付けた猟銃等講習受講申込書 2

ののうち許可の更新を受けようとする者(以下「経験者」という。)とする

五二八

上

八

午前一一

一時から

(2)

通に、初心者にあっては6,800円、経験者にあっては3,000円の手数料(福島県収入証紙によること。)及び写真(縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル) 2 枚を添 込むこと。 えて受講を希望する講習会の開催期日の5日前までに住所地を管轄する警察署に申し 講習の内容

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 経験者に対する講習 初心者に対する講習 2時間 3 時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 初心者に対する講習 1時間30分

経験者に対する講習 1時間

 σ

初心者に対しては、講習終了後引き続いて1時間の考査を実施する。

(生活環境課)

○平成二十年八月十五日付け定例第二千五号中

ページ

段

行

正

誤

正

誤

午前 ... 一時